

## 2020年からのスポーツ少年団指導者について【要約】

＜2019年度スポーツ少年団登録をしていた認定員・認定育成員の流れ＞

- ① 2019年度少年団登録された認定員・認定育成員の方は、2023年まで「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」としてスポーツ少年団の登録してください。
- ② 2024年以降も「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」として登録する場合は、コーチングアシスタントへ移行してください。

＜コーチングアシスタントへの移行には＞

- (1) コーチングアシスタントへの移行には、移行時に初期登録料3千円と資格登録料1万円を納める必要があります。
- (2) コーチングアシスタント登録料1万円の半分(5千円)を随時計画的に大垣市・大垣スポ少が補助します。
- (3) 2019年度少年団登録をしている認定員・認定育成員の方で日本スポーツ協会公認の競技別指導者資格(コーチIなど)を保有されている方は、すでに日本スポーツ協会に登録済のためコーチングアシスタントへの移行は必要ありません。

＜移行手続きについて＞

- (a) 資格移行については、年間2回期間が設けられます。  
申請日(4月1日～5月31日) 認定(10月1日～)  
(6月1日～11月30日) 認定(翌年の4月1日～)
- (b) コーチングアシスタント移行予定者は、2023年度の11月30日までに移行手続きを完了させてください。  
⇒計画に沿って本団事務局が指定した人数。  
令和2年度～令和3年度は各単位団1名移行していただく。

＜移行後について＞

- ・移行時から4年間の間に、更新研修を受講する必要があります。
- ・移行時から4年に一度、資格更新料1万円を納める必要があります。